

平成 22 年 12 月 13 日

各 位

セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社
代表取締役会長兼社長 高梨 勝也
(コード番号 2392 東証一部)
問合せ先 管理本部長 渡辺 靖
(TEL. 03-5776-1300)

パシフィック・アライアンス・グループ・ホールディングス・リミテッド及び
イーエル・ビッドコ・リミテッドによる当社普通株式及び新株予約権に対する公開買付け等
に伴う親会社である主要株主の異動に関するお知らせ

パシフィック・アライアンス・グループ・ホールディングス・リミテッド（以下「公開買付者（PAGH）」
といいます。）及びイーエル・ビッドコ・リミテッド（以下「公開買付者（PAGH）」と総称して「共
同公開買付者」といいます。）が平成 22 年 11 月 5 日（金曜日）より実施しておりました当社普通株
式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、平成 22 年 12 月 10
日（金曜日）をもって終了し、本公開買付け及びこれに関連する取引により、当社の親会社である主
要株主に下記のとおり異動がありますので、お知らせいたします。

1. 異動に至る経緯

共同公開買付者が、平成 22 年 11 月 5 日（金曜日）より実施しておりました本公開買付けが平成 22
年 12 月 10 日（金曜日）をもって終了し、当社は、公開買付者より本公開買付けの結果について、当
社の普通株式 77,900 株の応募があった旨の報告を受けました。

また、平成 22 年 11 月 4 日付「パシフィック・アライアンス・グループ・リミテッドとの経営統合に
伴う MBO の形式による公開買付けの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」にてお知らせした当社と
パシフィック・アライアンス・グループ・リミテッドを中心とするグループ（以下「PAG グループ」
といいます。）との経営統合（以下「本経営統合」といいます。）のための一連の取引の結果、当社の
「その他の関係会社」及び主要株主・筆頭株主であるパシフィック・アライアンス・アジア・オポチ
ュニティ・ファンド（以下「PAX」といいます。）及び当社の主要株主であるイーエル・エル・エル・シ
ー（EL, LLC）（以下「EL LLC」といいます。）が公開買付者（PAGH）の子会社として位置づけられ
ることとなりました。

これらに伴い、公開買付者（PAGH）の所有する当社議決権の割合は、平成 22 年 12 月 16 日（本公
開買付けの決済の開始日）付けで 50%超となり、当社の親会社及び主要株主に該当することとなる予
定です。

2. 公開買付者（PAGH）の概要

(1)	名	称	パシフィック・アライアンス・グループ・ホールディングス・リミテッド (Pacific Alliance Group Holdings Limited)
(2)	所	在 地	ケイマン諸島 KY1-1106、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウス・チャーチ・ストリート 103、ハーバー・プレイス 2 階、私書箱 472 号 (PO Box 472, 2nd Floor, Harbour Place, 103 South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1106, Cayman Islands)
(3)	代表者の役職・氏名		取締役 ジョン・ロバート・ルイス (Jon Robert Lewis) 取締役 ウエイジャン・シャン (Weijian Shan) 取締役 クリス・グラデル (Chris Gradel) 取締役 リチャード・ブラム (Richard Blum) 取締役 アンソニー・エム・ミラー (Anthony M Miller) 取締役 デレック・クレイン (Derek Crane) 取締役 ジョン・ポール・トッピーノ (Jon-Paul Toppino) 取締役 ジェーン・ジン・ウェン・スー (Jane Jin Wen Su)
(4)	事	業 内 容	本公開買付けを行う目的のため設立された特別目的会社（本経営統合後、有価証券、債権、不動産等の運用及び管理を主たる事業とする事業子会社グループの持株会社となる予定）
(5)	資	本 金	1,836,047.00 米ドル
(6)	設	立 年 月 日	2010 年 6 月 28 日
(7)	大株主及び持株比率		ケリー・オリエント・インベストメンツ・カンパニー・リミテッド (Kerry Orient Investments Company Limited) 22.73% ウエイジャン・シャン (Weijian Shan) 20.38% プリモ・オリエント・リミテッド (Primo Orient Limited) 16.61% ビーシーピー・エーアイヴィ・エーエムエム・エルピー (BCP AIV AMM, L.P.) 15.87% エー・エム・エム・ホールディングス・リミテッド (AMM Holdings Limited) 2.96% アンプルグロー・インターナショナル・リミテッド (Amplegrow International Limited) 2.86% ディー・マイケル・ヴァン・コネンバーグ (D. Michael Van Konenynburg) 2.68% ブリッジヘッド・リソース・リミテッド (Bridgehead Resources Limited) 2.10% ウォルデン・パシフィック・リミテッド (Walden Pacific Limited) 2.08% ヴァーダント・ヒルズ・キャピタル・マネジメント・リミテッド (Verdant Hills Capital Management Limited) 2.06%
(8)	上場会社と公開買付者 (PAGH) の関係		
	資	本 関 係	公開買付者 (PAGH) の子会社である EL LLC は、本日時点で、当社の普通株式 47,760 株 (19.33%) を保有しています。また、PAG グループが運営する投資ファンドである PAX が、本日時点において、当社の普通株式 108,601 株 (43.96%) を保有しています。
	人	的 関 係	公開買付者 (PAGH) の取締役のうち、ジョン・ポール・トッピーノ氏及

		びアンソニー・エム・ミラー氏は当社の取締役となっております。また、PAG グループより指名された2名の者（アンソニー・エム・ミラー氏及び大工原潤氏）が当社の取締役となっております。
	取引関係	公開買付者（PAGH）と当社とは取引関係はありませんが、PAG グループとは、当社グループの運用する投資ファンドによる投資案件の発掘、共同投資等において密接な協働関係を有しています。
	関連当事者への該当状況	公開買付者（PAGH）は、当社の関連当事者には該当しません。

3. 異動前後における公開買付者（PAGH）の所有する議決権の数及び所有割合

	属性	議決権の数（議決権所有割合）		
		直接所有分	間接保有分	合 計
異動前	-	-	-	-
異動後	親会社	77,900 個 (31.53%)	156,361 個 (63.29%)	234,261 個 (94.82%)

（注） 議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数 0 株

発行済株式総数 247,049 株

4. 異動の年月日（予定）

平成 22 年 12 月 16 日（木曜日）（本公開買付けの決済の開始日）（注）

（注）平成 22 年 12 月 10 日に、公開買付者（PAGH）の 100%子会社であるピーエー・マージャー・サブ・エル・エル・シー（PAG MERGER SUB LLC）の EL LLC への吸収合併により、合併対価として EL LLC への持分が公開買付者（PAGH）に交付された結果、同日時点で、EL LLC が公開買付者（PAGH）の子会社となっております。

5. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

公開買付者（PAGH）が新たに対象として追加されました。

6. 今後の見通し

本公開買付けにおいて基準株式数である 56,753 株以上の応募がなされたため、平成 22 年 11 月 4 日付「パシフィック・アライアンス・グループ・リミテッドとの経営統合に伴う MBO の形式による公開買付けの開始及び応募の推奨に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、共同公開買付者は、本公開買付けの完了後、以下に述べる方法により、共同公開買付者及び PAG グループが保有する当社株式以外の当社の全株式等を取得するための手続きを実施することを予定しています。

具体的には、当社は本公開買付けの完了後速やかに、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引き換えに別の種類の当社株式を交付すること（但し、

別の種類の株式について上場申請は行わない予定です。)、以上①から③までを付議議案に含む臨時株主総会及び上記②の定款変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会を開催することに合意しています。なお、共同公開買付者は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記の各手続きが実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て当社に取得されることとなり、当社の株主には当該取得の対価として別の種類の当社株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社株式の数が1に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続きに従い、当該端数の合計数（合計数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、共同公開買付者は、公開買付者（PAGH）・PAGグループが当社の発行済株式の100%を所有することができるよう、公開買付者（PAGH）・PAGグループ以外の当社の株主に交付しなければならない当社株式の数が1に満たない端数となるように決定するよう当社に要請する予定です。上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、(a)少数株主の権利保護を目的として会社法第116条及び第117条その他関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)同様の趣旨に基づき、全部取得条項が付された普通株式の全部取得が臨時株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申し立てを行うことができます。これらの(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

上記方法については、公開買付者（PAGH）以外の当社株主の当社普通株式の保有状況又は関係法令についての当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法若しくは有無に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも本公開買付けに応募されなかった一般株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当社の各株主に交付されることになる金銭の額についても、本公開買付けにおける普通株式の買付価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

当社は、平成22年11月4日付「臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための基準日設定のお知らせ」にてお知らせしたとおり、上記臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会において議決権を行使できる株主を確定するため、平成22年12月31日（金曜日）を基準日として定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって議決権を行使することができる株主とすることといたしました。なお、同臨時株主総会及び種類株主総会の開催については平成23年2月を目処としていますが、その開催日及び付議議案の詳細については、当社が共同公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表する予定です。

7. 公開買付者による公開買付け結果等のお知らせ

本公開買付けの結果等の詳細につきましては、平成22年12月11日付「セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照下さい。

添付資料 平成22年12月11日付「セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

平成 22 年 12 月 11 日

各 位

会社名	パシフィック・アライアンス・グループ・ホールディングス・リミテッド
代表者名	取締役 ジョン・ロバート・ルイス
会社名	イーエル・ビッドコ・リミテッド
代表者名	取締役 ディー・マイケル・ヴァン・コニ ネンバーク

セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社株券等に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

パシフィック・アライアンス・グループ・ホールディングス・リミテッド（以下「公開買付者（PAGH）」といいます。）及びイーエル・ビッドコ・リミテッド（以下「公開買付者（EL）」といい、公開買付者（PAGH）と総称して「共同公開買付者」といいます。）は、セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社（東証一部：コード番号2392、以下「対象者」といいます。）が発行する普通株式及び新株予約権の全てを対象として金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定し、平成22年11月5日から実施しておりましたが、本公開買付けが平成22年12月10日をもって終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

（1）共同公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地

パシフィック・アライアンス・グループ・ホールディングス・リミテッド (Pacific Alliance Group Holdings Limited)

ケイマン諸島 KY1-1106、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、サウス・チャーチ・ストリート 103、ハーバー・プレイス 2 階、私書箱 472 号 (PO Box 472, 2nd Floor, Harbour Place, 103 South Church Street, George Town, Grand Cayman KY1-1106, Cayman Islands)

イーエル・ビッドコ・リミテッド (EL Bidco Limited)

ケイマン諸島 KY1-1111、グランド・ケイマン、クリケットスクウェア、ハッチンスドライブ、私書箱 2681 号 (PO Box 2681, Cricket Square, Hutchins Drive, Grand Cayman KY1-1111, Cayman Islands)

（2）対象者の名称

セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社

(3) 買付け等に係る株券等の種類

①普通株式

- ②新株予約権
- イ 平成14年7月25日開催の対象者臨時株主総会及び平成14年7月25日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）
 - ロ 平成14年7月25日開催の対象者臨時株主総会及び平成14年12月18日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権（以下「第2回新株予約権」といいます。）
 - ハ 平成14年7月25日開催の対象者臨時株主総会及び平成15年7月3日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）
 - ニ 平成16年1月8日開催の対象者臨時株主総会及び平成16年1月8日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）
 - ホ 平成17年3月30日開催の対象者定時株主総会及び平成17年3月30日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）
 - ヘ 平成17年3月30日開催の対象者定時株主総会及び平成17年9月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）（注）
 - ト 平成17年3月30日開催の対象者定時株主総会及び平成17年9月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）（注）
 - チ 平成17年3月30日開催の対象者定時株主総会及び平成18年2月24日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）
 - リ 平成18年3月30日開催の対象者定時株主総会及び平成18年4月27日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第9回新株予約権（以下「第9回新株予約権」といいます。）
 - ヌ 平成21年10月15日開催の対象者取締役会の決議に基づき、メルリンチ日本証券株式会社に対する第三者割当の方法によって発行されたセキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社新株予約権（以下「メルリンチ・ワラント」といいます。）

（注）平成17年3月30日開催の対象者定時株主総会及び平成17年9月28日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第6回新株予約権及び第7回新株予約権については、第6回新株予約権はいわゆる税制非適格のストック・オプション、第7回新株予約権はいわゆる税制適格のストック・オプションとしてそれぞれ対象者「第6回新株予約権」及び「第7回新株予約権」として発行され、登記されています。

(4) 買付予定の株券等の数

	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
株 券	79,456 (株)	— (株)	— (株)
新 株 予 約 権 証 券	22,711 (株)	— (株)	— (株)
新株予約権付社債券	— (株)	— (株)	— (株)
株券等信託受益証券	— (株)	— (株)	— (株)
株 券 等 預 託 証 券	— (株)	— (株)	— (株)

合	計	102,167 (株)	— (株)	— (株)
---	---	-------------	-------	-------

- (注1) 本公開買付けでは、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。そのため、「買付予定数」の「合計」は、対象者が平成22年11月15日に提出した第14期第3四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の発行済株式総数(133,601株)に、パシフィック・アライアンス・アジア・オポチュニティ・ファンド・エル・ピー(Pacific Alliance Asia Opportunity Fund L.P.) (以下「PAX」といいます。)が平成21年2月24日開催の対象者取締役会において決議されたユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債及び平成22年3月10日開催の対象者取締役会において決議されたユーロ円貨建転換社債型新株予約権付劣後社債(以下「本新株予約権付社債」といいます。)を転換したことにより発行された普通株式数(102,216株)、同四半期報告書に記載された平成22年9月30日現在の新株予約権の目的となる対象者普通株式数の合計数(42,811株)を加えた株式数から本公開買付けにかかる公開買付届出書提出日現在PAXが保有する対象者普通株式(108,601株)、イーエル・エル・エル・シー(EL, LLC)(以下「EL LLC」といいます。)が保有する対象者普通株式(47,760株)及びメルル・ワラントを行使した場合に発行される対象者普通株式(20,100株)の合計数を控除した株式数を記載しております。
- (注2) メルル・ワラントについては、その所有者であるメルルリンチ日本証券株式会社との契約及び対象者の同社に対する平成22年9月28日付通知に基づき本公開買付期間の末日後に到来する平成22年12月31日までの間権利行使してはならないこととされているためメルル・ワラントの行使により発行される対象者普通株式の株式数は「買付予定数」には含まれておりません。
- (注3) 本公開買付けにおける応募株券等の買付け等は、公開買付者(PAGH)がその全てについて買付け等を行うものとし、公開買付者(EL)は買付け等を行いません。

(5) 買付等の期間

①届出当初の買付け等の期間

平成22年11月5日(金)から平成22年12月10日(金)まで(25営業日)

②対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありませんでした。

(6) 買付け等の価格

①普通株式	1株につき86,000円	
②新株予約権	イ 第1回新株予約権	1個につき金1,806,975円
	ロ 第2回新株予約権	1個につき金1,806,975円
	ハ 第3回新株予約権	1個につき金1,806,975円
	ニ 第4回新株予約権	1個につき金1,806,975円
	ホ 第5回新株予約権	1個につき金1円
	ヘ 第6回新株予約権	1個につき金1円
	ト 第7回新株予約権	1個につき金1円
	チ 第8回新株予約権	1個につき金1円
	リ 第9回新株予約権	1個につき金1円
	ヌ メルル・ワラント	1個につき金1円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定の株券等の数に上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 22 年 12 月 11 日に報道機関に対して公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株 券	77,900 (株)	77,900 (株)
新 株 予 約 権 証 券	6,750	6,750
新 株 予 約 権 付 社 債 券	—	—
株 券 等 信 託 受 益 証 券	—	—
株 券 等 預 託 証 券	—	—
合 計	84,650	84,650
(潜在株券等の数の合計)	(6,750)	(6,750)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における当社の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	184,293 個	(買付け等前における株券等所有割合 71.29%)
買付け等後における当社の所有株券等に係る議決権の数	84,650 個	(買付け等後における株券等所有割合 32.74%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	156,361 個	(買付け等後における株券等所有割合 60.48%)
対象者の総株主の議決権の数	133,601 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」はそれぞれ、平成 22 年 11 月 5 日時点及び本日現在の各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注 2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成 22 年 11 月 15 日に提出した第 14 期第 3 四半期報告書に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、対象者の発行に係る新株予約権の行使により発行又は移転される対象者株式についてもその対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、

その分母を、上記四半期報告書に記載された平成 22 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式数 (133,601 株) に、PAX が保有していた本新株予約権付社債を全て普通株式に転換したことによる増加にかかる株式数 (102,216 株) 及び同日現在の新株予約権の目的となる対象者株式 (平成 22 年 10 月 1 日以降本日までに新株予約権が行使されたことにより発行又は移転された対象者株式を含みます。) に係る株式数 (42,811 株) を加え、メリル・ワラントを行使した場合に発行される対象者株式に係る株式数 (20,100 株) を控除した合計株式数 (258,528 株) に係る議決権数 (258,528 個) として計算しております。なお、メリル・ワラントについては、その保有者であるメリルリンチ日本証券株式会社との契約及び対象者の同社に対する平成 22 年 9 月 28 日付通知に基づき本公開買付期間の末日後に到来する平成 22 年 12 月 31 日までの間権利行使してはならないこととされているためメリル・ワラントの行使により発行される対象者普通株式の株式数を控除しております。

(注 3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算
該当事項はありません。

(6) 買付け等に要する資金 7,151 百万円

(7) 決済の方法

①買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券キャピタル・マーケット株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

②決済の開始日

平成 22 年 12 月 16 日 (木)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地 (外国人株主等の場合はその常任代理人の住所) 宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人又は復代理人から応募株主等 (外国人株主の場合には、その常任代理人) の指定した場所へ送金するか (送金手数料がかかる場合があります。)、公開買付代理人又は復代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針につきましては、共同公開買付者が平成 22 年 11 月 4 日に公表しました「セキュアード・キャピタル・ジャパン株式会社株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の記載内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

以 上